

# 第15回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 7月 12日（木） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時07分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	松 澤 智 昭
委 員	青 木 義 男

## 出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学務課長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	赤 松 健 宏
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、上野委員からはご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから平成30年第15回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、赤松地域教育力推進課長、門野指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は4名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、私からご挨拶をさせていただきます。

このたび、教育長の任期が6月30日をもって満了になりましたが、6月20日の区議会本会議におきまして、板橋区教育委員会教育長としての再任の同意を得て、7月1日付で区長から教育長に任命されました。

再任に当たりまして、私からの思いを述べさせていただきたいと思っております。

私は3年前に、「板橋区教育ビジョン2025」や「いたばし学び支援プラン2018」の作成にタイミング良く関わらせていただき、その際、「教育の板橋」をめざすと宣言いたしました。

この「教育の板橋」の意味するところは、板橋の子どもたちが、「学校に行きたい」、「学校で学ぶのが楽しい」、「仲良しの友達が何人かいるよ」と心の底から感じる、保護者が「我が子を板橋の学校に通わせて良かった」と思える、地域の方が「〇〇学校はおらが町の誇れる学校」と胸を張れる、教職員が「板橋の学校で勤務を続けたい」、「自分の指導する力が高まった」と実感できる、そして区民誰もが、「いつでも、どこでも、ライフステージに応じて学べる」と誇れる、それぞれが真にそう思える教育環境が整備されたまち、それが「教育の板橋」のゴールであると思っております。

そして、これまで、これをフラッグに掲げ、3年間、教育に関わってまいりました。今後もこの「教育の板橋」の実現をめざして力を尽くしてまいります。

また、今年、「板橋区教育ビジョン2025」のアクションプラン、「いたばし学び支援プラン2018」の最終年として、計画事業の着実な成果を示す年であるとともに、来年度以降、「教育の板橋」のさらなる充実に向けたステップアッププログラムである「いたばし学び支援プラン2021」策定の重要なターニングポイントとなります。

学校現場、保護者、地域の皆様等のお声を拝聴しつつ、教育委員会委員の皆様、教育委員会事務局の皆様のお力をお借りし、「いきいき子ども！あたたか

族！はつらつ先生！” 地域が支える教育の板橋」、「“学び合う、学び続ける人づくり！” 地域を創る教育の板橋」の実現に向けて、鋭意、努力してまいります。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。  
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一～ 請願第1号～ 板橋区の教科書採択に関する請願（継続）  
日程第十一 請願第11号

（指導室）

教 育 長 日程第一～日程第十一 請願第1号～請願第11号「板橋区の教科書採択に関する請願」につきましては、6月28日に開催された教育委員会で審議し、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、継続審議といたしました。

現在、教科書の審議を行っておりますので、継続審議とすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第十二 請願第12号 板橋区の教科書採択に関する請願  
～日程第十八 請願第18号  
八 号

（指導室）

教 育 長 続きまして、日程第十二～日程第十八 請願第12号～請願第18号「板橋区の教科書採択に関する請願」につきまして、指導室長から、一括して説明願います。

指 導 室 長 それでは、請願第12号～第17号「板橋区の教科書採択に関する請願」について、ご説明いたしますので、資料をご覧ください。

請願第12号～第17号までは、団体名、代表者名はそれぞれ別ですが、請願内容は同一の文章となっております。

また、内容につきましては、請願第1号～第11号と同一の文章となっており、6月28日の教育委員会でご説明したとおりです。

次に、請願第18号「板橋区の教科書採択に関する請願」について、ご説明いたしますので、資料をご覧ください。

請願の団体名、代表者名はそれぞれ記載のとおりです。

要望項目の1点目は、新しく教科化される教科書の採択に当たっては、直接子どもたちに授業を行い、教育の専門家である教職員の意見を尊重して採択してください、というものです。

2点目は、教科書を使い学ぶ生徒の保護者・祖父母、そして道徳教科書の内容が社会の流れと無関係でないと考える区民が、時間を割いて展示会に行き、教科書を閲覧し、記入してきたアンケートの声にぜひ耳を傾けてください、というものです。

3点目は、「道徳」という個人の内心に踏み込む教科の教材ですので、一定の方向への誘導を意図する教科書は採択しないでください。歴史の教科書ではありませんが、誤った又は偏った記述のあるものは誘導につながる危険性もあり好ましくありません。その点の検証もしてください、というものです。

4点目は、「道徳」については、他の教科と異なり数値的な「評価」は行わないことになっていると聞いております。しかし、今回の採択候補8社のうちの数社の教科書には、生徒自身が数値的に評価する「自己評価」の項目が設定されています。3にも関連していますので、このような教科書は排してくださいというものです。

5点目は、子どもたちが自分を肯定できるように、人権の尊重を打ち出している教科書を採択してください、というものです。

それでは、要望項目に関する教育委員会における教科用図書採択の取扱いについてご説明いたします。

要望項目の1点目については、教職員の意見として、学校ごとに学校調査研究資料を作成し、報告案件として、教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されること。

また、道徳教育の専門性の高い教員を委員とする教科用図書調査委員会による調査報告書も教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されることから、採択に当たっては教職員の意見を参考にした協議がなされるものと考えております。

2点目につきましては、平成30年6月5日から6月28日までの期間に、板橋区教科書センターと成増アートギャラリーにおいて、教科用図書展示会を実施し、区民の方にアンケートを記入していただき、その内容も教科用図書審議会答申の中で教育委員会に報告されることから、採択に当たっては、保護者や区民の意見も参考にした協議がなされるものと考えております。

3点目から5点目につきましては、教科用図書の採択は、文部科学省の検定審査に合格した図書の中から行われます。検定審査では、教育基本法が掲げる「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばす」などの目標に照らして、適切であるかどうか審査されています。

具体的な基準としましては、1つ、引用、掲載された教材、写真、挿絵、資料などは信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

1つ、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず、公正であるとともに、児童または生徒の心身の発達段階に即し、多面的、多角的に考えられるように適切な配慮がされていることです。

特に要望項目の4点目、「評価」につきましては、教科用図書の内容には、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、不必要なものは取り上げていないこ

と、という検定の基準があります。

学習指導要領、「道徳」の内容の取扱いには、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」と記されており、学校や教員は数値による評価は行わないとしています。

これらのことから、3点目から5点目の要望項目について、十分な配慮がなされていると考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま説明がありました請願第12号～請願第18号につきましても、先ほどの請願第1号～請願第11号と同様に、現在、教科書の審議を行っておりますので、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

#### ○議事

日程第十九 議案第29号 平成30年度板橋区登録文化財の諮問について

(生涯学習課)

教 育 長 それでは、日程第十九 議案第29号「平成30年度板橋区登録文化財の諮問」につきまして、部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長

議案第29号。

平成30年度板橋区登録文化財の諮問について。

上記の議案を提出いたします。

平成30年7月12日。

提出者、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

平成30年度板橋区登録文化財の諮問について。

下記の案件を、板橋区文化財として新たに登録・指定することについて、板橋区文化財保護審議会へ諮問いたします。

記。

1、諮問案件。

(1)有形文化財(歴史資料)。

上板橋宿副戸長碑。

(2)有形文化財(建造物)。

田中家住宅(板橋区成増)。

(3)無形文化財(工芸技術)。

提灯。

提案理由ですが、上記案件が、板橋区文化財保護条例第4条第1項に規定する

登録文化財、あるいは同条例第13条第1項に規定する指定文化財のいずれかに該当すると思われるため、同条例第4条第2項及び第13条第3項ならびに第19条に基づき、板橋区文化財保護審議会へ諮問する必要があるためでございます。  
詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 それでは、議案第29号「平成30年度板橋区登録文化財の諮問」について、ご説明させていただきます。

今回の諮問につきましては、3件となります。

先ほどお話がありましたが、1つ目、有形文化財（歴史資料）の上板橋宿副戸長碑。

2つ目、有形文化財（建造物）の田中家住宅（板橋区成増）。

こちらは郷土資料館にある田中家住宅とは別の、現在、成増にある住宅でございます。

3つ目、無形文化財（工芸技術）の提灯。

以上、3点になります。

資料の3ページ目をご覧ください。

諮問概要についてご説明させていただきます。

1件目、上板橋宿副戸長碑でございます。

まず、戸長、副戸長についてでございますが、明治5年に、旧来の郡、町、村の行政区分をやめ、大区小区制が導入されました。大きい区、小さい区の大区小区制でございます。

大区には区長、小区には戸長と副戸長を設置することになりまして、役割としましては、戸籍の管理、また明治政府による行政施策の実施などに当たっております。

現在、弥生町に残っております今回の副戸長碑でございますが、明治6年に、榎本利八氏が第九大区四小区であります上板橋宿の副戸長を任命されたことを顕彰するために、その孫の弥右衛門氏が大正14年に建てた石碑ということになります。

石碑の中には、「第九大区四小区上板橋宿年寄榎本利八、上板橋宿副戸長申しつけ候こと」と刻まれてございます。

明治初期の近代行政制度、また地域の歴史を明らかにするうえで重要なものと考えてございます。

次に、田中家住宅（板橋区成増）でございます。

こちらは、現在、成増にございます古民家でございます。

資料の次のページに写真が載っておりますが、写真で見ますと、屋根が現代的なしつらえのように見えますが、内部は茅葺屋根が残っております。

建築年代は1840年、今から178年前ということでございます。

こちらにつきましては、古文書でほぼ確定してございます。

旧粕谷家住宅と比較しますと、117年ほど新しい形になります。

当時の間取りを見ますと、奥の間に入る玄関に式台という特別なしつらえが附

属していることが分かります。この式台でございますが、役人などの高官が訪れていたことになり、名主の家であったことが分かるということになります。

この田中家住宅も、旧粕谷家と同じく、曳家等をされておらず、建築当時からこの地にあったものということでも価値が高いということでございます。

成増地域、また江戸末期の建造物を考察するうえで重要な資料となっております。

最後に、提灯でございます。無形文化財の工芸技術に当たります。

大谷口上町で現在でもご活躍されている、提灯に絵や文字を書き入れる提灯書き職人の方でございます。

提灯への絵や文字の書き入れを中心に、職歴は68年と大変長く、また後継者育成もされているなど、その技術の継承についてもご尽力されている方でございます。

以上、3件を文化財保護審議会へ諮問するという内容でございます。

今後の日程でございますが、本日、議決いただきましたら、現地視察などの調査を重ねてまいります。その後、年明けに文化財保護審議会を改めて開催して、登録に向けた答申を行う予定となっております。

説明は以上となります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私からですが、最後の提灯書き職人の方ですが、後継者についてはどのような状況でしょうか。

生涯学習課長 現在、ご家族で息子さんに当たる方がその技術を引き継いでいらっしゃるということで、継承されていく予定でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

では、お諮りします。日程第十九 議案第29号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

#### ○報告事項

##### 1. 子どもの貧困対策調査特別委員会運営次第（平成30年6月15日）

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「子どもの貧困対策調査特別委員会運営次第（平成30年6月15日）」につきまして、次長から報告願います。

次 長 それでは、「子どもの貧困対策調査特別委員会運営次第（平成30年6月15

日)」の資料をご覧ください。

平成30年6月15日に開催された子どもの貧困対策調査特別委員会の報告をさせていただきます。

この特別委員会につきましては、子どもの貧困対策に関する調査を目的として設置をされているものでございまして、期間は平成29年度、30年度の2カ年で検討・調査をすることが予定されております。

30年度は2年目の、調査の結果をまとめる年ということになっておりますので、30年度の調査の活動方針等について議論がなされたところでございます。

資料の1ページ目、こちらが次第でございます。

この中で、5、活動方針についてというところでございますが、資料の最後のページをご覧ください。

「子どもの貧困対策調査特別委員会活動方針（案）」となっておりますが、この委員会は終わっていますので、実際には「（案）」は取れております。

30年度の活動方針について、1つが、「子どもの貧困対策について」ということで、全ての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持つことができる社会を実現するため、「いたばし子ども夢つむぐプロジェクト」における子どもの居場所に関する取組や、悩みごとを抱える家族への支援などの施策について議論を深め、調査・検討し、提言を行うということ です。

それから、もう1つが、「児童相談所設置について」ということで、児童相談所機能を含む「（仮称）子ども家庭総合支援センター」を設置し、全ての子どもの健やかな成育を支援するため、課題となっている人材の確保や育成、適切な環境を備えた施設整備、地域や関係機関との連携強化などについて議論を深め、調査・研究し、提言を行うという活動方針が定められたところでございます。

それでは、資料の1ページ目にお戻りください。

次第でございますが、活動方針が決められた後、6、報告事項として、児童相談所設置に向けた検討状況についてということで、平成33年度、2021年度の整備完了をめざしている「（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター」に関して、本年度策定予定の基本計画中間のまとめについてご報告をさせていただいたものでございます。

それから、7、議題「活動方針に沿った調査内容の検討について」ということで議論がいくつかございました。

資料の2ページ目をご覧ください。

上から2つ目、公明党のなんば英一議員から、子どもの居場所について、不登校となった場合の居場所を伺いたいとのご質問がございました。

これに対しまして、平成28年10月から、大原と成増の生涯学習センターに、若者の居場所として、i-y-o-u-t-hというスペースを設けた。

それから、不登校の児童・生徒に合った支援、居場所づくりが必要と考えており、その機能をフレンドセンターが担っている。フレンドセンターでは、長い期間通えるよう条件を変えながら、フレンドセンター改革を実施しているところで

あるとお答えしております。

それから、福祉事務所からは、生活困窮者及び生活保護の児童・生徒を対象に学習支援事業「まなぶーす」を行っているとお答えしております。

また、資料の4ページ目以降に、昨年度行われた特別委員会の活動報告が記載されております。こちらは、一度、ご覧いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私からですが、先ほど説明がありました活動方針の中に、子どもの居場所に関する取組や、悩みごとを抱える家族への支援というところ、これは教育委員会の中でも非常に大きな施策ではありながら、区長部局の福祉部や子ども家庭部との非常に強い連携が必要だと思うのですが、この辺りの進捗といいますか、実際に話し合い等は進んでいるのでしょうか。

教育総務課長 今、区長部局と横断的に組織を設けております。その中では、子ども家庭部と福祉部、それと教育委員会、さらに保健所関係についても場合によっては加わるわけですが、その中で、課題は庁内横断的な連携ということになります。

まずは情報共有をしながら、この先、連携を強化していくことについて検討を進めているところです。

教 育 長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

#### ○報告事項

#### 2. 人事情報（都費職員・平成30年6月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・平成30年6月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告2「人事情報」につきまして、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指－1」をご覧ください。

初めに、1、正規職員についてご説明いたします。

6月末の教職員数は、括弧内の休職者などを含めて、総勢1,856人です。

先月と比較しまして、1名減となっております。

休職者数は全体として105人で、先月と比較して増減はありません。

期限付任用教員については、6月末の期限付任用教員の数は30人で、先月末から増減はございません。

以上です。

教育総務課長 続きまして、区費職員についてご説明いたします。

資料「総－１」をご覧ください。

最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員の６月３０日現在の職員数です。

表の総計欄のとおり、１６１人で、前月と増減はございません。

資料の次のページをご覧ください。

非常勤職員の状況です。

表の合計欄。前月が７９７人に対して、当月が７９６人。１名減になっております。こちらの理由は表の中ほどです。

特別支援教育巡回指導講師、こちらが退職により１名減になってございます。

なお、表の一番上の学校運営員、６月３０日現在で２名の欠員になっておりますが、７月１日をもちまして充員させていただいております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいですか。

(はい)

#### ○報告事項

#### ３．平成３０年度学校完全休校日実施一覧について

(総－２・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告３「平成３０年度学校完全休校日実施一覧」につきまして、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、資料「総－２」をご覧ください。

板橋区では、区立小・中学校、幼稚園において、平成２３年度から学校完全休校日を設けまして、施設全体の節電の取組を行ってまいりました。

近年の電力供給事情は安定してきており、電力不足への緊急対策という意義は薄れている一方、学校全体を休校とすることで、教職員が心身ともにリフレッシュし、健康増進やさらなる自己研鑽等への機会充実の一助となっている側面もあることから、今年度も引き続き、学校完全休校日を実施することとなりました。

実施の概要ですが、夏休み期間中において、各学校、３日以上、平日に完全休校日を設定するよう努める。

また、完全休校日には、日直等は置かず、部活動及び施設の開放も中止とする。

また、完全休校日であっても、あいキッズは実施することといたしました。

さらに、緊急連絡先については、教育委員会事務局教育総務課とし、必要に応じ、保護者等へ周知することとなっております。

さらに、完全休校日の実施に当たっては、教職員の理解を得るとともに、保護者、施設利用団体、各委託事業者等への連絡を行うこととしております。

それでは、表をご覧くださいと思いますが、表の一番下の欄、欄外に記載がございます。

全校（園）平均で3.6日実施いたします。

実施校（園）の多い日は、多い順に8月15日（水）が69校（園）、14日（火）が67校（園）、13日（月）が63校（園）となっております。

結果といたしまして、まず小学校ですが、8月11日（日）から19日（日）まで連続9日間休校する学校が17校ありました。

また、中学校でも、8月11日（土）から15日（水）まで、又は8月15日（水）から19日（日）まで連続5日間休校を、全校で実施いたします。

さらに新河岸幼稚園では、8月11日（土）から20日（月）まで連続10日間休園するなど、積極的に活用していただく予定となっております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私からですが、あいキッズについては完全休校日であっても実施するということが、校舎の中にあいキッズの部屋がある場合、鍵の開け閉めなどはそのあいキッズの担当が行うということでしょうか。

教育総務課長 各校で実施するに当たり、連絡調整しております。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

（はい）

教 育 長 ありがとうございます。

#### ○報告事項

#### 4. 平成31年度から使用する教科用図書の採択について

（指-2・指導室）

教 育 長 それでは、報告4「平成31年度から使用する教科用図書の採択」につきまして、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 平成31年度から使用する教科用図書の採択について説明させていただきます。まず、お配りしました資料のご説明をさせていただきます。

初めに、「平成31年度から使用する教科用図書の採択について（答申）」です。

次に、資料1「平成31～32年度使用教科用図書調査研究結果（中学校用「特別の教科道徳）」」です。

次に、資料2「平成31～32年度使用教科用図書区民意見結果（中学校「特別の教科道徳）」」です。

最後に、資料3「平成31～32年度使用教科用図書学校調査結果（中学校「特別の教科道徳）」」となっております。

本答申は、平成31年度から区立中学校で使用する「特別の教科道徳」として8社が発行する教科用図書の中から採択するに当たり、平成30年4月18日付で教育委員会から審議会に調査研究について諮問し、7月4日に審議会から提出していただいたものです。

審議会は、4月、5月、7月に計3回開催され、採択基準の作成、教科用図書調査委員会による調査研究の実施、区民意見の収集、学校調査結果の整理など、採択に関する調査研究を行いました。

本答申は、審議会においてこれら調査内容を十分に審議し、その結果を資料としてまとめたものです。

なお、本資料につきましては、採択期限である8月31日までは非公開となっておりますので、本日の会議出席者のみ添付しております。

それでは、資料1「平成31～32年度使用教科用図書調査研究結果（中学校用「特別の教科道徳）」」について説明いたします。

こちらは、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則に基づき、5月1日に教科用図書調査委員会を設置し、5月21日までの期間に8社から発行される教科用図書について、区立中学校の校長、副校長、教諭の中から、道徳教育の専門性の高い7名の調査委員の方に調査研究をしていただきました。

調査研究は、審議会で定めた採択基準の4項目、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜について、専門的に調査研究いたしました。

次に、資料2「平成31～32年度使用教科用図書区民意見結果（中学校「特別の教科道徳）」」について説明いたします。

教科用図書展示会を、6月5日から28日まで、板橋区教科書センター及び成増アートギャラリーにおいて実施しました。

2カ所合わせて、教職員が28名、区民その他が170名、所属未記入のため不明が1名、計199名の方が教科用図書を閲覧され、そのうち132名の区民の方からアンケートをいただき、そのご意見を、原文に基づき転記したものです。

最後に、資料3「平成31～32年度使用教科用図書学校調査結果（中学校「特別の教科道徳）」」について説明いたします。

こちらは、6月5日から22日までの期間で、区立中学校5校を会場に、教科用図書展示を実施し、審議会で定めた採択基準をもとに各学校で調査研究したものを整理したものです。

以上の資料を参考に、今後、教育委員会で教科用図書の採択をしていただくこととなります。

以上で、説明を終わります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 資料2の区民意見結果が、例年になく多い感じがしたのですが、教科書センターなどに訪れた入場者の数やアンケートの数などは、例年に比べて多かったのでしょうか。

指導室長 今年度は、土日も教科書を見られるように、展示期間など、開催につきまして  
は工夫を重ねました。そのせいか、昨年の小学校の「特別の教科道徳」に比べま  
して、1.5倍程度になっております。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. ブロック塀の改修工事について

(新-1・新しい学校づくり課)

教育長 それでは、報告5「ブロック塀の改修工事」につきまして、新しい学校づくり  
課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 それでは、資料「新-1」をご覧ください。

6月18日に大阪北部地震が発生いたしまして、これに伴って、小学校のブ  
ロック塀が倒壊し、女子児童がそれにはさまれて亡くなるという痛ましい事故が発  
生いたしました。

これを受けまして、板橋区の小・中学校、区立幼稚園、それと天津わかしお学  
校も含めてでございますが、教育委員会で、全部で76学校園の緊急調査を実施  
いたしました。

その結果、建築基準法施行令等に合致していない施設が発見されたところでご  
ざいます。

また、建築基準法施行令には一定程度収まっているという状況でございますが、  
その立地の状況を確認したところ、改修の必要性があるのではないかと私どもで  
判断した施設もございます。

それらを、今回、表にまとめさせていただいているところでございます。

数といたしましては、小学校で20校、中学校で10校の合計30校におきま  
してブロック塀の改修の必要性があるという判断をしたところでございます。

それぞれの学校の立地の条件等もございまして、私どもの建築技術の職員にお  
きまして、優先度をつけさせていただいております。

表のほぼ真ん中のあたりの縦のラインになりますが、A、B、C、Dというよ  
うな形で優先度をつけさせていただいております。

優先度の高いものからA、B、Cという順に優先度をつけさせていただいてい  
るところでございます。

特に網掛けで表記をさせていただいております、小学校4校、中学校2校に  
つきましては、通学路、又はプールに面しているというような状況がございまし  
て、より緊急度が高いということで、既に撤去工事等の手配をしているところで  
ございます。

このうち、志村第三小学校につきましては、近々、工事が終了する見込みを立てているところでございます。

また、富士見台小学校につきましては、7月14日～16日の三連休で工事をさせていただく予定になっているところでございます。

具体的な場所については表記してございませんが、プールに面しているような学校もあれば、隣地境に面しているような学校もございます。

隣地境に面しているようなところでは、通常、児童生徒も含めて、余り人が立ち入らないようなところもございまして、そちらについては優先度を低く設定させていただいているところでございます。

いずれにしましても、優先度が低いとはいいながらも、安全性につきましてはやはり課題がございまして、今年度中にこちらに表記をさせていただいている30校につきましては、改修工事が行えるように、予算的な措置、人的な措置も含めまして対応してまいりたいと考えているところでございます。

報告につきましては、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 早急な対応をしていただきまして、ありがとうございました。

安全面に配慮し、子どもたちが安全に学校に通えるという意味でも、改修していただくということは良いことだと思いますので、引き続き、お願いしたいと思います。

それと合わせまして、子どもたちの登下校及び色々なシーンにおかれまして、学校から、そうした危ない箇所などを子どもたちに認知させるということも必要ではないかなと思います。

例えば、ブロック塀からは少し離れて歩くようにする。地震のときはそこに気をつけないといけないという箇所が、もし学校の近くなどであれば、そうしたことを認知させる必要がある。以前、老朽化した団地の危険と思われる箇所などを、私ども保護者の方から子どもたちに伝えるような経緯もあったのですが、特に東日本大震災のときなどは、塀などが倒れてきたり、水道管が破損し、水が噴き出たなどということもあったものですから、この地震を機に、もう一度、再確認していただくということも必要ではないかなと思いますので、その辺りのアプローチについても、合わせてお願いしたいと思います。

地域教育力推進課長 通学路に関しては、私どもの方で答えさせていただきますが、今般の地震の二日後の6月20日に、例年、通学路については平成24年から点検をさせていただいておりますが、学校、PTA、警察、それから区の土木部等とで通学路を点検させていただいております。その中で、今回、急遽、ブロック塀について、危険と思われるものについては挙げてくださいますようお願いしております。

私どもには調査権がございませんので、リストをいただいた後、私どもから建築等にそのリストをお渡しし、そのうえで、安全かどうかを確認していただきま

して、場合によっては、是正をお願いするというような展開になっているところ  
でございます。

松澤委員 今のご意見で、ハードの面については可能な限り対応していただいていると思  
うのですが、人間が歩くことになるので、子どもたち自身の意識の中にそうした  
危険箇所を認知させていただくということ、これは学校がやっていただくことにな  
るのか、保護者がやっていただくことになるのか、地域がやっていただくこと  
になるのかは分からないのですが、もしものときに子どもたちに、ここは危険だ  
という認識があれば、違ってくるのではないかなと思いますので、そうした取組  
も考えていただけたらと感じました。

以上です。ありがとうございます。

教 育 長 これは安全指導という枠の中でということになりますかね。  
指導室長、どうでしょうか。

指 導 室 長 学校では、毎月一回、安全指導日というものが設定されていまして、その中で、  
当然、学校の中の建物についてもそうなのですが、登下校の安全についても指導  
する場面があります。

また、体験的な学習としましては、避難訓練を、これもまた別途、毎月一回以  
上は確実に実施することになっておりますので、様々な場合を想定しながら、避  
難訓練、安全指導はやはり実施していくべきことだと思いますので、今年度のも  
のは既に計画がありますが、次年度以降の計画の中には、今回のことを教訓に改  
善していくように指導していきたいと思っています。

教 育 長 そうした機会に、やはり小P連、中P連といったところにもアプローチを入れ  
て、全部を学校でということではなくて、家庭でもという意味合いでは、小P連、  
中P連にも喚起を促すとかというような、そのようなアプローチをベースにして  
いただければと思います。よろしく願いいたします。

青 木 委 員 建築基準法不適合のものを調べていただき、緊急の対応をしていただいてあり  
がとうございます。

通常、不適合が出ると既存不適格になろうかと思うのですが、例えばここに出  
ている中で、今年度に増築ですとか改修ですとかというものに対して既存不適格  
が出てくると、これを直さないと次へ進めないというような流れが、普通、我々  
の大学でもそうなのですが、この場合は既存不適格というようなところに抵触す  
ることにはつながらないのでしょうか。

施設整備担当副参事 まず、このブロック塀自体、建てた年度が様々でございまして、その時点での  
耐震、安全性については、当然、区がつくっておりますから、区の検査も受けて  
おりますし、安全性については既にできているものという前提があります。

その中で、現在の基準法には適合しない部分で一番多かったのが、控え壁があるかないかというもので、基準を超えたもの、例えば4メートルくらいの控え壁ですとか、コンクリートはあるものの、控えの形になっていないものが発見されましたので、今回は改修すべきとして判断しています。

ただ、それが当時の基準に合っていて現在に合っていないのか、もしくは当時は構造計算をしっかりとしていたので、もしかすると現在も構造計算すれば間に合うものなのかという確認が取れなかったこともあり、そうした判断で、現在の基準には適合しないので撤去するということになります。

また、その手続きにつきましては、塀についても、実際は確認申請を取るべき、取らないべきという判断もあるのですが、今のところ、基礎、その構造物を残しながらの改修を考えておりますので、申請の要らない範囲で早急な対応をしたいと思っております。そうした対応がこのA、B、C、Dということで優先度とさせていただいているところでございます。

青木委員 ありがとうございます。現場の状況が大分よく分かりました。国土交通省で、建築物事故・災害対策のセミナーが8月の上旬に急遽開かれるということで、多分、このお話だと思います。ですから、現場でこうした話が結構あるのだなということ、よく理解できました。

施設整備担当副参事 そうですね。各省庁から色々これからまた出てくると思っていますので、そうした対応については、その都度、考えてまいりたいと思います。

青木委員 やはりこうした現状を踏まえての対応もまた起こり得ると思っておりますので、よく分かりました。どうもありがとうございます。

教育長 最後に、ブロック塀に関しては、プールが隣接しているところもあり、いくつかの学校はこの暑い中プールに入れられないということにもなるので、迅速な対応をしていただいて、夏休みを控えて、プールに入れるような環境づくりをしていただいていることに感謝したいと思います。ありがとうございます。

#### ○報告事項

#### 6. 「板橋区子ども読書活動推進計画2020」進捗状況について

(図-1・中央図書館)

教育長 それでは、報告6「「板橋区子ども読書活動推進計画2020」進捗状況」につきまして、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「板橋区子ども読書活動推進計画2020」実施状況についてでございます。資料「図-1」をご覧ください。

まず、計画の進捗状況につきまして、ご説明いたします。

こちらの計画につきましては、読書を習慣化し、読書活動を推進することで、

子どもたちの豊かな感性や生きる力を身につけ、学力向上につなげることを目標としております。

平成28年度から5カ年、32年度までの計画で、今回の報告は2年目の報告となっております。

Iでございます。

進行管理としましては、昨年度、29年度の各所管課の実施結果評価について調査を行ったうえで、その内容を取りまとめ、報告するものでございます。

IIでございます。

基本方針につきましては、記載のとおり4つございます。

また重点事業につきましては、読書通帳と絵本づくりの推進を掲げております。

IIIでございます。

取組事業につきましては、57事業を掲げております。

資料の2ページ以降、当初計画において位置づけられた事業を順に並べているものでございます。

資料の3ページをご覧ください。

IVでございます。

事業のうち、当初、設定した重点事業の実施状況を書き出して、方向性について記載を加えているものでございます。

1、読書通帳についてです。

読書通帳につきましては、29年度、小・中学校用の読書通帳を作成いたしまして、全児童・生徒に配布したところです。

30年度以降については、新1年生、転入生等に配布しております。

合わせて、方向性としては、普及・定着などの工夫を今後進めていきたいと考えております。

資料の4ページをご覧ください。

2、絵本づくりの推進についてです。

絵本づくりの推進は、ワークショップを2年生の国語の単元、「お話のさくしやになろう」で実施し、児童がそれぞれオリジナルの絵本を作成し、区役所1階などで展示をして進めております。

こちらは28年度に1校、29年度は3校実施いたしました。

30年度は計画に沿って、6校で実施する予定でございます。

以降は各地域図書館での実施に拡大する予定で進めているところでございます。

Vでございます。

成果指標につきまして、おのこの事業、取組のめざすところになりますが、この計画に定めた57事業の取組状況の成果を示す指標といたしましては、28年度に実施した調査時から32年度にかけての不読率、1カ月に1冊も本を読まなかったという率を、3割減らすことをめざしております。

目標値としましては、小学生において4.6%、中学生においては7.4%としております。

3、進捗状況をご覧ください。

不読率の年度別状況を見ますと、小学生においては、目標値4.6%に対して、28年度の6.5%から29年度は6.2%と0.3ポイントの減。中学生においては、目標値7.4%に対して、28年度の10.5%から29年度は9.5%と1.0ポイントの減となっております。

引き続き、事業の展開を踏まえて、不読率の低下に努めてまいりたいと考えております。

VIでございます。

全57事業の実施状況の評価結果につきましては、「順調」が54事業、全57事業のうち94.6%となり、ほとんどの事業が計画に沿って着実に取り組まれているところでございます。

前倒しした事業も1事業ございました。

ブックリストを歳児別に整理・再編する事業でしたが、各館の協力を得ながら、早期に取りまとめが進みまして、今後はこれを適宜改定するなど、陳腐化しないような取組をしてみたいと考えております。

一方で、遅延している事業もございます。

図書貸出サービスコーナーの設置という事業ですが、機械設備などの整備の課題があるところでございます。

図書の提供の機会の拡大など、現実的な方法も踏まえて検討を続けているところでございます。

また、児童コーナーの利用時間の拡大についても遅延となっております。

現行は午後5時までを児童の図書のコーナーの時間としていますが、それを後ろに延ばすなど、他区の事例等から検討を進めております。

新中央図書館の改築が近いので、運営時間の検討と合わせた検討を進めるところが現実的ではないかといったところで進めております。

全事業の実施状況につきましては、資料の7ページ以降に一覧表で掲載しております。

毎年度、各所管課から事業計画の提出を求めまして、事業の進捗状況を見ながら、また、順調な事業執行となるよう、計画への改善要望等があれば主管課と調整などを行い、計画の進行管理を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 成果指標の不読率の改善についてなのですが、読書活動推進計画全体をとおして、この不読率が改善されていくものだとは思いますが、直接的にかかわりが結果として出やすいと思うのは、読書通帳ですとか、朝読書など、じかに子どもたちに読書とかかわってもらえる良い機会だと思います。

その中で、読書通帳の配布は終わったのですが、それを今後どう生かしていくのか。読書通帳を配布した後に、それを使って、それが子どもたちの読書活動にどのようにつながっていくのか。特に今まで本を読まなかった層に対して、どの

ように取り組んでいくのかというところをしっかりと考えて、計画を進めていただきたいと思いました。

また、朝読書なのですが、中学校ではすごく効果があったと伺ったのですが、これから、小学校で英語が始まることによって、朝の時間を今まで読書に使っていた学校が、使えなくなる場合もあるのかなと思ひまして、その辺りの情報を知りたいというのが1点です。

それから、質問なのですが、資料の4ページの2、絵本づくりの推進の(2)今後の方向性というところで、中学校の英語部や美術部にも働きかけて絵本づくりをこれからやっていくというのは大変良いなと思います。また小学校では今後、31年度には各地域図書館での実施を計画しているということなのですが、これは今、小学校2年生がやっているものを各地域図書館がそれにかかわっていくのか、それとも学校とは関係なく、各地域図書館で絵本づくりのワークショップのようなものをつくっていくのか、その辺りを教えていただきたいと思ひます。

もう1点、質問です。昨年度行った「とびだせ!としょかん!」がすごく良かったと思ひのですが、資料の15ページの(11)に、「とびだせ!としょかん!」が実績として書いてあるのですが、30年度の計画内容の方には入っていません。今年度で開催する予定があるのかどうか、以上の3点について伺いたいと思ひます。

中央図書館長 まず、読書通帳や朝読書の学校での取組について、まさにお話のとおり、読書通帳については、あまねく渡ったところで定着を図っていく、普及していくというPR活動が必要なのではないかと思ひます。

特に読書通帳は、通帳といいながら、ただ記録するだけではなくて、私も実際に試しに使っておりますが、本に対しての感想などを書く欄をしっかりと設けていることから、振り返る機会にもなるので、そうしたメリットや効果といったところをうまくPRのポイントとして捉えながら示していきたいと思ひます。

それから、小学校の英語教育が始まることによる影響については、まだ分かりかねているところでもありますので、その辺りはしっかりと状況を捉えながら、不読率の低減に向けて努めてまいりたいと思ひます。

また、絵本づくりのワークショップの部分についてですが、各地域図書館は、普段から団体貸出等で学校との連携があるところもありますので、絵本づくりにおいても、各地域図書館と学校との中で活動を進めていければと考えているところでございます。

最後にありました「とびだせ!としょかん!」の事業については、昨年度の事業ということで完結しておりまして、今年度の実施というのはございません。

高野委員 絵本づくりについて、今、いたばしボローニャ子ども絵本館が、指導室と一緒に進めていることを、これから各地域図書館がかかわっていくということですか。

中央図書館長 かかわっていければということで考えております。

高野委員 はい、分かりました。

読書通帳に関してですが、不読率ということを見ると、今まで余り読書しなかった子どもたちが、読書通帳を使って、例えば、読書通帳で1冊でも読んだら、学校の中で飾っていくなど、不読率改善に向けたつながりを持たせる取組というものも考えられるのではないかなという気がしていますので、その辺りもご検討いただければと思います。

中央図書館長 分かりました。手元に残る、記憶に残る、自分でつくる成果物だと思うので、そうしたところをうまくつなげていけるようにと考えております。

松澤委員 今、高野委員がおっしゃったように、昨年度行われた「とびだせ！としょかん！」がすごく良かったということで、今年度の実施が難しいのであれば、また次の年に企画として入れていただければと思います。本を読むことに対して、アプローチのきっかけづくりというものは、やはりすごく大切だと思っています。

ですから、例えば本を書いている人が、子どもたちと接する機会だったり、本に携わっている、先ほどの「とびだせ！としょかん！」のこともそうなのですが、大変なマニアな方、本がすごく好きで、本に詳しいような方が子どもたちと接することによって、本って良いものだなとか、本を読んでみようかなと子どもたちが思うようになったりして、そうしたことの積み重ねが、少しずつでも本に触れてみようという気持ちになって、例えば小学生のころにそのような出会いがあれば、中学生になったときに本を読むかもしれませんし、そうしたつながりというものもあるのではないかなと思うので、長い目で見ながら、子どもたちですとか、地域ですとか、保護者ですとか、色々な方が、様々な事業を行った反応で、その反応が良いということはそれだけ心が動いていると思うので、そうした取組をしていかれると良いのかなと思います。

また、先ほどの読書通帳のお話も聞いていて思ったのですが、やはりアウトプットは大事だと思います。

読むだけで終わりではなくて、感想を書いたり、さらには自分で絵本を書いてみたり、そうしたことも合わせてやっていただいているので、私もどのようにやったら子どもたちが本を読みたがるのかというところは分からないのですが、そのようなきっかけ、例えばテレビでサッカーが盛り上がっていれば自然とサッカーに興味を持つでしょうし、テニスの選手がすごく活躍していればテニスに興味を持つでしょうし、同じようにして、本って良いなと思えるきっかけがあれば、興味を持って図書館に行ったりするので、そこに行ったときに、また継続できるような活動が用意されていれば、定着していくのかなと感じました。

教育長 私も昨年度の「とびだせ！としょかん！」はとても良い企画だと思っているので、予算的なこともあるとは思いますが、ぜひ継続的なものにしていただければ良いなと思っています。

それから、学校教育の中で、ずっと言われているのが、「廊下を走らない」という言葉と「本を読もう」という言葉で、これは永遠の課題だと思っています。

なかなか実現できないというところで、子どもたちにどうにかして本を読まそうという思いがあるのですが、中央図書館として、やはりもう少しターゲットを、区民レベルというような、あるいはi-youthなども含めると、中高生や若者、ターゲットを本当に子どもたちだけに絞っていくと苦しくなるところで、本気で取り組むのであれば、板橋区全体をとにかく読書好きにするためにというところで、今の読書通帳も、これも予算が絡むことなのですぐというわけにはいかないのですが、先ほど中央図書館長が自らも使ってみて感じた良さを、大人も感じてもらえるように、子どもだけではなく親も含めて、アプローチするフィールドを広げていくということも考えて良いのかなと思います。

子ども中心ということだけでやっていくと、学校教育は、本当に色々な課題が山積されていて、先ほどからお話に出ているように、朝の時間を読書で使いたいが、色々なものが入ってくることによって、少しずつそれが制約されてくるというような状況の中で、どう向き合っていくべきなのかと考えるところです。

それから、私は学校に伺うと、学校図書館が非常に良く環境整備されている印象を受けます。1週間に一度ですが、司書が入ったり、保護者のボランティアが入ったりして、非常に良い環境になっていると実感します。

そうした中で、これからどうすれば良いのかなということで、今般、素晴らしいものができあがった読書通帳というような手立てを、さらに発展させていくということとフィールドを広げていくということが重要なのではないかなということと、今、i-youthで、ダンスが非常に盛んに行われていますが、同じようにビブリオバトルのような読書でのイベントなどを開催していくようなことも、これはまさに教育委員会の部署の横串の中で、中央図書館だけに任せるのではなくて、連携して進めていくと、また、さらに良い取組になるのではないかなと感じました。よろしく願いいたします。

青木委員 今、教育長のお話にありましたが、範囲を広げるという意味で、やはりテーマ性というところ、不読率を下げるというようなことも大事ではありますが、ボトムアップだけではなく、トップアップも意識していただくとよろしいかと思います。今、科学技術がどんどん変革していっているのは皆さんもご存じかと思うので、例えばAIですとか、IoTのビッグデータなどというのを1つのテーマとして、子どもたちに早いうちに理解してもらおうということも、ある程度、大事なかなと思います。

その中では、文系、理系にかかわらず、今、必要なのは、データサイエンスなどといったものがあるわけですから、その重要性の高まり、実際にもうそうしたものを職業にしていく時代がやってきているという事実もあります。

欧米などでは、年収1億円というような世界になりますから、そうしたところを子どもたちに理解させるような流れといますか、科学技術を易しく話すような本についても、出版社ではこぞって出し始めている事実もあります。

ですから、その辺りを積極的に、子どもたちでも読みたい子どもは、中にはいると思いますし、中高生に関しては将来をそろそろ見据え始める子どももいるので、そうした職業人意識を高めるような分野の、今で言うとそのデータサイエンス、社会科学的な本、そのほか、地震や、今般の西日本豪雨ですとか、自然災害と我々の生活みたいなところを、どうやって技術で解明していくのかというようなところは、子どもたちもニュースを見ながら気になるころではないかなと思います。

そうしたところにうまくつながるような本などを、見やすいところに置いておくと、好きな子どもは余計に興味を持つと思うし、嫌いな子どももおやっと思って手に取るような気もするので、その辺りのテーマ性というのも考えると良いのかなと思っています。

大学でも、もっと本を読ませたいというので、あるキーワードに沿った本というものを開架図書の入り口にコーナーを設けて置くようにしています。

それをやることで、手に取って見るということを、例えば建築の学生だったら建築しか学ばないというわけではなく、ほかの分野にも興味を持つようになってきたというデータが取れているので、その辺りについても意識していただくと、もっとおもしろい広がりが出るかなと思っていますのでよろしくお願いします。

教 育 長 色々意見がありますので、また参考にして進めてください。  
ありがとうございます。  
そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。  
ありがとうございました。

午前 11時 07分 閉会